資料１

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会について

（令和2年6月24日第1回運営委員会　資料）

【南丹市権利擁護・成年後見センターの設置】条例第8条

　　南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、『認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの人の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図る』ことを目的として、令和2年4月1日に南丹市権利擁護・成年後見センター（以下「センター」という。）を南丹市福祉事務所内に設置。

【センター運営委員会の設置】条例第9条

　　成年後見制度の利用促進及び適切なセンター運営（円滑かつ効果的な事業実施、透明性及び公平性の確保、的確な判断など）を図るため、南丹市成年後見センター運営委員会（以下「委員会」）を設置する。

【所掌事務】条例第10条

　　委員会は、次に掲げる事項について協議し、事業の運営に関し市長に助言を行う。

（１）センターに関する事業の実施・運営等に関すること。

　　①成年後見制度に関する相談及び利用支援

　　　　センターでは、相談窓口としての役割と各相談機関が受けた成年後見制度に関する相談を集約し、必要な人に必要な支援が届く体制整備を行う。

運営委員は、支援内容に関して、適切な支援が行われたかを検討し、センター職員にフィードバックすることで、相談体制の向上を図る支援を行う。

②成年後見制度に関する広報及び啓発

　　　　センターでは、成年後見制度に関する情報発信、講演会の開催など、市民及び関係機関を対象として、制度の利用促進に向けた広報及び啓発を行う。

運営委員は、専門職の視点から広報啓発活動の効果的な手法・内容について協議に参画し、実施後についても事業評価を行う。

（２）困難事例の対応に関すること。

①　「南丹市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づいた、市長による後見開始の審判申立を行うにあたり、運営委員は、申立に関すること及び後見人の候補者選定に関して助言を行うなど、必要な協力を行う。

　　②　センターは、関係機関から相談を受けた、権利擁護支援が必要なケースに対して積極的に対応し、申立に関する支援を行っていく。

運営委員は、相談対応は適切であったか等について協議し、指導助言を行う。

（３）市民後見人の養成及び育成に関すること。

①　センターは、市民後見人養成講座を実施し、市民後見人の養成を行う。

　運営委員会にて、カリキュラムの作成・講師の選定等、講座に関することを協議し

決定する。

②　センターは、市民後見人候補者の資質向上及び活動支援のため、研修会等を実施し継続的な支援を行う。研修会の内容については、運営委員会で協議し決定する。

③　センターは、市民後見人の活動に関する事務支援及び困難事例の事案に関する支援を行う。運営委員会は、市民後見人への支援が適切に行われているか、指導助言を行う。

（４）関係機関との連携に関すること。

センターは、成年後見制度に関わる機関との連携の推進を図るとともに、必要時には

サポートする相談体制の仕組みづくりを行う。

運営委員はそれぞれの立場から、体制整備に対しての助言を行う。

（５）その他センターの事業、運営に関して必要と認めること。

【運営委員会の構成】条例第11条

委員会は、10名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）　弁護士

（2）　司法書士

（3）　社会福祉士

（4）　学識経験者

（5）　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

【委員の任期】条例第11条

委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【委員長及び副委員長について】条例第12条

（１）運営委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

（２）委員長は、運営委員会の会務を総理し、運営委員会を代表する。

（３）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

【会議】条例第13条

1 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2　運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4　運営委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

【報酬及び費用弁償】

費用弁償は、南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第74号）の定めるところによる。

【秘密の保持】条例第14条

委員又は委員の職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

【庶務】条例第15条

運営委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。